# プラスチック一次製品製造業

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | C-製造 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | C20.1.6 |
| 内容 | プラスチック一次製品製造業 |
| **緩和基準** | |
| 原則 | プラスチックの製造は、ライフサイクルでのCO2排出量が大きい。 複数の最終製品の製造に使用されるプラスチックには多くの種類がある。 タクソノミーは、緩和にプラスの影響を及ぼさない製品の製造を含めることを避けようとしている。  使い捨てプラスチック製品は、非常にエネルギー効率が悪く、緩和に貢献する努力を損なう。  この文脈において、プラスチック製造は、最終プラスチックの少なくとも90%が単回使用の消費者製品に使用されず、かつリサイクルされない場合にのみ適格である。 このことは、科学的根拠に基づく研究・研究等から確認する必要がある。  緩和措置は、それらが決定された期間(5年又は10年)内に単一の投資計画に組み込まれていれば、適格となる。この期間は、他の措置と組み合わされた各措置が、活動が以下に定義された閾値を満たすことを可能にする方法を概説する。 |
| 閾値 | プラスチックの一次製品の製造は、以下の3つの基準のうち少なくとも1つに適合するものとし、該当する場合は、以下に報告する追加基準に適合するものとする。   1. 一次プラスチックでメカニカルリサイクルにより製造されるもの。 2. 一次プラスチックで、化学的脱重合(別名モノマー化)、熱分解、ガス化、ポリマーの溶媒ベースの精製などのケミカルリサイクルにより製造されるもの。 基準2を適用する場合、ケミカルリサイクルによって製造される一次形態のプラスチックのカーボン・フットプリント(燃料の生産から得られる計算上の便益を除く)は、化石燃料原料で製造される一次形態のプラスチックのカーボン・フットプリントと比較して低くなければならない。 カーボン・フットプリントは、ISO 14067:2018に従って計算され、第三者によって検証されるものとする。 3. 一次的形態のプラスチックの製造で、再生可能な原料から全部又は一部が生産され、かつカーボン・フットプリントが   化石燃料原料で製造されたものより低いもの。 |

これはISO 14067:2018に従って算出され、第三者によって検証される。

基準3を適用するために、再生可能な原料とは、バイオマス、産業用バイオ廃棄物、または一般生物廃棄物を指す。

**追加の基準:**

**単一用途の消費者製品:関連する研究に鑑み、製造されるプラスチックの少なくとも90%は以下の通りでなければならない。**

* + 1. 単回使用の消費者製品には使用しない。
    2. 再生プラスチックを原料とする。

## 原料がバイオマスである場合(産業廃棄物、一般廃棄物を除く):

* + - * 対応する閉じた循環ループを通じた調達の完全なトレーサビリティを整備し、対応する認証システムを通じてその有効性を証明する必要がある。
      * プロセスで使用される森林バイオマスは、該当する場合、EU木材規制(EU/995/2010)およびEU森林法施行ガバナンス・貿易(FLEGT)に準拠するものとする。
      * プロセスで使用される森林バイオマスは、そのプロセスで使用されるすべての森林バイオマスが、森林地域で定期的に監査される独立した第三者機関のスキームを用いて森林認証を受けていること。 まだ認証されていない調達地域における森林管理と管理の連鎖は、同じ認証基準と整合させなければならない(認証へのロードマップ)。
      * 灌漑林園からの森林バイオマスは、使用してはならない。
      * プロセスで使用されるEU域内で生産されるバイオマスは、透明性があり、信頼できる一連の管理の対象となり、共通農業政策のクロスコンプライアンスの条件に定義され、共通漁業政策に定義されるバイオマスの持続可能性基準に従わなければならない。
      * バイオマスの使用は、バイオマスおよびバイオ燃料に適用されるRED+指令およびRED2+指令で定義された要件、ならびに本タクソノミーの森林セクションで定義されたバイオマスの要件に適合しなければならない。
      * バイオマスは、1994年以降、森林又は牧草地からの土地利用の変化の対象となっている農地から得られたものであってはならない。 上記の認証スキームは、原料の強固な連鎖管理監査システムを提供するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | * 新緑地のアブラヤシ植林に由来する製品は対象から除外する。 * 森林バイオマス認証の特別なケース:既存の森林プランテーションで操業する小規模パーム油栽培者は、認証システムに含めることができ、彼らが適正な利益配分を確実に受け取ることができるようにすべきである。   **原料が産業廃棄物(食品または飼料産業からの廃棄物を含む)または一般廃棄物である場合:**   * 製造工程で使用される固体バイオ廃棄物は、分別され、分別された(非有害)廃棄物流から発生するものでなければならない。すなわち、混合残留廃棄物から分離してはならない。   プロセスで使用される生物廃棄物は、廃棄物規制の枠組みおよび国/地域/地方の廃棄物管理計画と、特に近接性の原則と整合的でなければならない。 都市のバイオ廃棄物が原料として使用される場合、プロジェクトは補完的であり、既存の都市生物廃棄物管理インフラと競合しないものとする。 |
|  | **根拠** | |
| プラスチックの生産量はここ数年急増しており、プラスチック部門からの排出量は、消費量の増加が見込まれるだけでなく、製造工程からの排出量も増加する見込みである。また、プラスチックの焼却時にCO2が排出されることからも増加する見込みである。  このため、プラスチック部門からのCO2排出量を削減するためには、使用済みプラスチックの削減を推進するとともに、再生可能な原料を使用したポリマーの再循環・製造を促進することが重要となる。  製造部門は、プラスチックサプライチェーンの気候緩和への貢献を改善する上で重要である。 市販の使い捨てプラスチックの使用量削減に大きく貢献できるが、プラスチックの使用についての関与度は限定的である。  ----------------------------------------------------------------------------------  **NACEコード20.16とコード22.2の下での製造活動間のリンクに注意。**  一次形態のプラスチックの製造はNACEコード20.16でカバーされており、「一次形態」の定義には、液体及びペースト、ブロック又は不規則な形状、塊、粉末(成形粉末を含む)、顆粒、フレーク等のバルク形態が含まれている。232 プラスチック製品の製造はNACEコード22.2に該当する。  活動22.2の基準を設定する場合、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する規則の第5条の目的4(24.5.2018、COM(2018)353最終、2018/0178(COD)233)のために、その追求が目標1にも積極的に寄与することができる場合、活動22.2の基準は活動20.16のために設定された基準を考慮に入れることが推奨される。  従って、活動22.2の基準は、以下を促進することを目指すべきである。 | | |

1. <https://www.gov.uk/guidance/classifying-plastics>
2. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52018PC0353>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * EUのプラスチック戦略に従い、実質的に再生プラスチックをベースとしたプラスチック製品を製造し、バージンプラスチックの生産を最小限に抑える。 * プラスチックを原料とするプラスチック製品の製造であって、再生可能な原料から完全に又は部分的に得られるもの。 | | |
|  | **重大な有害性** | |
| 一次形態のプラスチックの製造による環境への重大な潜在的危害は、次のとおり。   * 製造工程からの大気および水への汚染物質の排出 * 脆弱な生態系は、生産施設の建設および/または操業によって損なわれる可能性がある。 * 水ストレス地域における生産目的(例:冷却水)のための水資源の使用 * 有害廃棄物の発生   ポリマーの製造は、多くの合成を含んでいるので、明確な区別を可能にするために、この部門20.16の限界を超えないようにするために、前駆体がC.20.11、C.20.13、C.20.14、C.20.15の下でカバーされていることを認識しなければならない。 | | |
| (2)適応 | | * 気候変動への適応に関するDNSHのスクリーニング基準を参照のこと。 |
| (3) 水 | | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていることを確実にする。 * EUでは、EU水関連法規の要件を満たす。 |
| (4) サーキュラーエコノミー | | 廃棄物および副産物、特に有害廃棄物は、BREF for Waste Treatment235に沿って管理されている。  最低限の要求事項は、承認された環境マネジメントシステム(ISO 14001、EMAS、または同等のもの)の実施と遵守である。 |
| (5)汚染 | | 大気、土壌、水への汚染物質の排出量が、BREF POL(ポリマー)236に規定されているBAT-AELの範囲内であることを確認する。 |
| (6)生態系 | | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)に従って、環境影響評価(EIA)が完了していることを確認する。 |

1. <http://ec.europa.eu/environment/waste/plastic_waste.htm>
2. http://eippcb.jrc.ec.europa.eu/reference/BREF/WT/JRC113018\_WT\_Bref.pdfで利用可能な廃棄物処理のための最良利用可能技術(BAT)参考文書
3. ポリ塩化ビニルの製造は、IPPC指令:http://eippcb.jrc.ec.europa.eu/reference/BREF/pol\_bref\_0807.pdfで開発されたポリマー(POL)BREFに記載されています。

PVC製造のための利用可能な最良の技術は、ページv/viおよびPOL BREFの266~268ページに特定されている。 現在の消費および排出レベルは、POL BREFの101~104ページに記載されている。

他の同等の国内規定又は国際基準(例) IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—EU以外の国のサイト/事業の場合、より厳しい方—は、サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む)や、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置、特にユネスコ世界遺産および主要な生物多様性地域(KBA)が実施されています。

生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例:2011)の規定に従って実施されていることを確実にする。 IFC Performance Standard 6) - EU非加盟国のサイト/オペレーションの場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方。 そのようなサイト/オペレーションのために、以下を確実にする。

* + サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されている。
  + 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。
  + 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されている。